

NPO 法人妊娠しえると SOS

給与規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人妊娠しえるとSOS（以下「当法人」という。）の職員の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(均等待遇)

第3条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与に置いて差別的取扱いをすることはない。

(給与等の定義)

第4条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(給与の構成)

第5条 給与の構成は、原則として次の通りとする。

給与	所定内賃金	基本給
	所定外賃金	時間外労働割増賃金
		休日労働割増賃金
		深夜労働割増賃金
	諸手当	宿直手当
		通勤手当

(給与の種類)

第6条 基本給の種類は、時間給のみとする。

2 時間給は、技能、職能などにより、岡山県の最低賃金～1,000円とする。

(職務手当)

第7条 法人の事業遂行のために必要な技能、資格に対して支給する。

<相談員職務手当 1時間当たり 1,000円以内>

(宿直手当)

第8条 宿直手当は、理事長もしくは事務局長の指示により、宿直又は日直の勤務に就いた職員に対して、同種の労働者に支払われている賃金の一人1日平均額の1/3とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当の額は、旅費規程により算出した額と同等の額を支給する。

(給与の決定)

第10条 給与は職員の勤務形態、法人の業績、社会情勢等を勘案して、理事長が毎年これを定め、理事会の承認を得るものとする。

(給与計算期間及び締切日)

第11条 給与計算期間は、毎月1日から末日までとし、末日を締切日とする。

(給与の支払日)

第12条 給与は毎月25日に支払う。但し、支払日が休日のときはその前日に支払う。

(給与の支払方法)

第11条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

- 2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより給与の振り込みを受ける預貯金の口座を当法人に届け出なければならない。

(給与からの控除)

第12条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 給与所得税及び住民税
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(所定外賃金)

第13条 職員が所定の時間を越えて勤務した場合には、次の算式により計算して所定外賃金を支給する。

- ① 時間外労働割増賃金（法定労働時間を越えて労働させた場合）
時間給×1.25×時間外労働時間数
- ② 休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）
時間給×1.35×休日労働時間数
- ③ 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）
時間給×0.25×深夜労働時間数

(賞与)

第14条 賞与は、原則として、年1回、1年以上在籍している正規職員に対し、当法人の業績、従業員の勤務成績等を勘案して支給する。ただし当法人の業績によって支給しないことがある。

附則

この規程は、令和4年5月15日より施行する。